

(公印省略)

生 福 第 1120 号  
令和 5 年 12 月 21 日

指定医療機関 各位

大分市福祉事務所  
生活福祉課長 尾上 典章

年末年始の業務（医療券・調剤券の追加請求）について

生活保護法による医療扶助の実施につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記内容のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. **年末の業務** 令和5年12月28日（木）午後5時15分まで
2. **年始の業務** 令和6年 1月4日（木）から通常どおり

- ※ 12月28日（木）に、医療券・調剤券の追加請求が集中されることが予想されるため、28日に連絡をいただきましても、年内発送に間に合わないことがあります。
- ※ 事務処理を円滑に行うため、12月28日までに受診された被保護者の医療券・調剤券の追加請求については、随時追加請求票にてご連絡いただきますようお願いいたします。

追加請求票は大分市ホームページからダウンロードできます。

ホーム>> 健康・福祉・医療 >> 生活保護・生活困窮者支援>>生活保護（医療機関・介護事業所の方へ）>> ●生活保護法および中国残留邦人等支援法による指定医療機関の方へお知らせします >> 医療扶助の申請から決定までの流れについて（4）医療券・調剤券送付

【URL】 <http://www.city.oita.oita.jp/o090/kenko/iryo/1441695719855.html>

大分市福祉事務所 生活福祉課  
医療・介護担当班 堀川  
電話 097（537）5621（班直通）